

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚化や晩婚化などの少子化の要因を解消するため、結婚推進を目的とした独身男女の出会いの場を創出する事業を行う団体に対し、経費の一部を補助することについて、真岡市補助金等交付規則(昭和43年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 真岡市出会い創出イベント開催事業補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、NPO法人、企業等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に主たる拠点等を置き、市内で活動を行う団体であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていない団体であること。
- (3) 主な営利活動として結婚支援に関する事業を営む団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内で実施される独身男女の出会いの場を創出する事業(補助対象団体自身が計画立案及び事業実施を行うものに限る。)であって、次の表に掲げる要件を満たすものとする。ただし、営利を目的とする事業は、補助の対象としない。

一般開催イベント	企業・団体開催イベント
20歳以上の独身者を対象とし、次の要件を全て満たすもの (1) 事業の定員が10名以上であること。 (2) 事業の定員の男女比率が同数であること。 (3) 事業の定員のうち過半数が市内在住者又は市内への通勤者であること。 (4) 参加者からの参加費等を徴収する場合は、市長が適正であると認める額であること。 (5) 会場として市内の施設を1か所以上使用すること。 (6) 広く一般から参加者を募集すること。 (7) 公序良俗に反する内容を含まない事業であること。	補助対象団体がその構成員及び市民又は市内にある他の企業その他の団体の構成員を対象に実施する事業であって、次の要件を全て満たすもの (1) 事業の定員が20名以上であること。 (2) 事業の定員の男女比率は同数であること。 (3) 参加者からの参加費等を徴収する場合は、市長が適正であると認める額であること。 (4) 会場として市内の施設を1か所以上使用すること。 (5) 公序良俗に反する内容を含まない事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助金の交付対象となる経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、1事業につき一般開催イベントは20万円、企業・団体開催イベントは30万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とする。

3 同一補助対象団体への補助は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「申請者」という。)は、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、補助金の交付の可否について、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、及び必要に応じて検査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金確定通知書(様式第4号。以下「補助金確定通知」という。)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、補助金請求書(様式第5号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

3 前項の場合において、交付決定者は、補助金概算払請求書(様式第6号)により、補助金の全部又は一部の交付を市長に請求するものとする。
(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反する行為があったとき。

(2) その他市長が不適切と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から適用する。

改正文(令和8年告示第78号)抄

令和8年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

項目		内容(例)
報償費		セミナー、体験講座等の講師及び司会者への謝礼等(交通費及び弁当代を含む。)
需用費	消耗品費	事務用品代、体験講座等の材料代等
	燃料費	ガソリン代、灯油代
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷代
	賄材料費	料理教室の材料代等
役務費	通信運搬費	郵便料、電話料等
	広告料	新聞、ラジオ等の広告宣伝料
	保険料	損害保険料等
	手数料	銀行口座等への振込手数料
使用料	会場使用料、バス借上げ料等	会場使用料、バス借上げ料等
その他	市長が必要と認める経費	市長が必要と認める経費

様式第1号

令和 年 月 日

真岡市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付申請書

出会い創出イベントを実施したいので、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金を交付されるよう、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記の通り、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

関係書類

- (1)事業計画書(開催要項等)
- (2)収支予算書
- (3)団体の規約及び役員名簿
- (4)その他参考となる資料

事業計画書

事業の名称	
開催日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分
主となる会場	
募集予定者数	男性 人 女性 人
参加要件	男性 女性
参加費	男性1人あたり 円 女性1人あたり 円
事業内容	

※必要に応じて参考資料を添付願います。

収支予算書

収入の部		
科目	予算額(円)	摘要
合 計		

支出の部		
科目	予算額(円)	摘要
合 計		

様式第2号

真岡市出会い指令第 号

様

真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付(不交付)決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった真岡市出会い創出イベント開催事業補助金について、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

1 交付します

交付決定額: 円

2 交付しません

不交付理由:

令和 年 月 日

真岡市長

様式第3号

令和 年 月 日

真岡市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

真岡市出会い創出イベント開催事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け真岡市指令出会い指令第 号で補助金の交付の決定通知があった真岡市出会い創出イベント開催事業補助金について、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 補助対象経費に係る領収書の写し及び記録写真

事業実績報告書

事業の名称	
開催日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分
主となる会場	
参加者数	男性 人(うち市内在住者 人) 女性 人(うち市内在住者 人)
参加費	男性1人あたり 円 女性1人あたり 円
事業実施内容及び結果	

※必要に応じて参考資料を添付願います。

収支決算書

収入の部				
科目	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	摘要
合 計				

支出の部				
科目	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	摘要
合 計				

様式第4号

真岡市出会い指令第 号

様

真岡市出会い創出イベント開催事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった真岡市出会い創出イベント開催事業補助金について、真岡市出会い創出イベント開催事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の通り通知します。

記

1 補助対象事業名称 _____

2 交付確定額 _____ 円

令和 年 月 日

真岡市長

様式第5号

令和 年 月 日

真岡市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

真岡市出会い創出イベント開催補助金交付請求書

令和 年 月 日付け真岡市指令出会い第 号で額の確定の通知があった、真岡市出会い創出イベント開催補助金を、上記のとおり交付されるよう、真岡市出会い創出イベント開催補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

1. 補助金

交付確定額 (a)	円
既交付額 (b)	円
今回交付請求額 (a-b)	円

2. 振込先口座

銀行名	
支店名	支店
種別・口座番号	(普通 ・ 当座) 口座番号
ふりがな	
口座名義	

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出してください。

3. その他

発行責任者	氏名	
	電話番号	

様式第6号

令和 年 月 日

真岡市長 様

申請者所在地

団体名

代表者名

真岡市出会い創出イベント開催補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け真岡市指令出会い第 号で補助金の交付の決定通知があった真岡市出会い創出イベント開催補助金について、真岡市出会い創出イベント開催補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記の金額の概算払を請求します。

1. 補助金

交付決定額 (a)	円
概算払請求額 (b)	円
差引残額 (a-b)	円

2. 概算払の必要な理由

--

3. 振込先口座

銀行名	
支店名	支店
種別・口座番号	(普通 ・ 当座) 口座番号
ふりがな	
口座名義	

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出してください。

4. その他

発行責任者	氏名	
	電話番号	